
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重（ステップ 4）

I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 4 を採用する金融機関における複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。なお、本資料はステップ 4 を採用する金融機関が保有する債権に焦点を当てており、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては別途検討を予定している。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）では、ステップ 4 における基準開発の目的を次のとおり示した。

IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

3. 第 515 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 29 日開催）及び第 207 回金融商品専門委員会（2023 年 11 月 22 日開催）（以下「第 515 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 4 の目的を再確認したうえで、ステップ 4 に関する審議の進め方として次のことを提案した。

- (1) IFRS 第 9 号を出発点として、これまでステップ 2 及びステップ 3 に関して審議してきた論点のうち、「実務負担に配慮」する観点から特に実務上の負担が重いと考えられる論点を抽出する。
- (2) 上記(1)で抽出された論点に関して、どのように IFRS 第 9 号の定めを見直して取り入れるかについて議論を行う。その際、「適切な引当水準を確保」する観点から、国際的な会計基準との比較において引当水準が大きく下回る結果とな

らないように IFRS 第 9 号の定めを一部見直して取り入れることによる影響を与えるかあわせて検討する。

4. 前項(1)に関して、第 515 回企業会計基準委員会等では、まず特に実務上の負担が重いと考えられる論点として次に焦点を当てて検討することを提案し、特段の異論は聞かれなかった¹。
 - (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大 (SICR) の判定
 - (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
 - (3) 実効金利法に関連する論点 (含む、金融商品の測定に関する論点)
5. また、第 208 回金融商品専門委員会 (2023 年 12 月 12 日開催) では、財務諸表作成者における信用リスクの管理手法との整合性や実務上の負担をより精緻に把握するため、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者²に出席いただき、前項の論点に関してご意見を伺った。
6. 本資料では、ステップ 4 において検討するとした論点のうち、ステップ 4 を採用する金融機関における複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重に関して、関連する IFRS 第 9 号の定めを確認のうえ、ASBJ 事務局による分析及び提案をお示しする。

III. 関連する IFRS 第 9 号の定め

7. 結果の確率加重に関する基本的な考え方として、IFRS 第 9 号では次のとおり定められている。

- 企業は、金融商品の予想信用損失を、一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額を反映する方法で見積らなければならない。(IFRS第9号第5.5.17項(a))
- 予想損失を測定する際、必ずしもすべての考え得るシナリオを特定する必要

¹ 第 515 回企業基準委員会等では、ステップ 4 を採用する金融機関における開示に関する論点は会計処理に関する論点の議論を行った後に検討することを提案した。また、第 515 回企業基準委員会等において意見が聞かれた満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては、追加の論点として検討することを予定している。

² 第 208 回金融商品専門委員会では、一般社団法人全国地方銀行協会及び一般社団法人第二地方銀行協会の代表者に出席いただきご意見を伺った。

はない。しかし、企業はたとえ信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性とを反映することによって、考慮しなければならない。(IFRS第9号第5.5.18項)

8. また、IFRS 第9号の適用指針では次のとおり定められている。
- (1) 予想信用損失の見積りの目的は、最悪の場合のシナリオを見積ることでも、最善の場合のシナリオを見積ることでもない。むしろ、予想信用損失の見積りは、たとえ最も可能性の高い結果が信用損失が発生しないことであっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性を常に反映しなければならない (IFRS 第9号 B5.5.41 項)。
 - (2) IFRS 第9号第5.5.17 項(a) (前項参照) では、予想信用損失の見積りが、一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りのない確率加重した金額を反映することを要求している。実務上、これは複雑な分析である必要はない場合がある。場合によっては、比較的単純なモデルで十分であり、多数の詳細なシナリオのシミュレーションの必要はない。例えば、リスク特性が共通している金融商品の大きなグループの平均信用損失が、確率加重金額の合理的な見積りとなる場合がある。そうでない状況では、特定の結果に係るキャッシュ・フローの金額及び時期を特定するシナリオの識別とそれらの結果の確率の見積りが必要となる可能性が高い。そうした状況では、予想信用損失は IFRS 第9号第5.5.18 項に従って少なくとも2つの結果を反映しなければならない (IFRS 第9号 B5.5.42 項)。
9. 将来予測シナリオの考慮に関して、金融商品の減損に関する移行リソースグループ (ITG)³は、2015年12月に開催された会議 (以下「ITG 会議」という。) において議論を行った。ITG 会議では、IFRS 会計基準が要求する偏りのない予想信用損失の見積りという目的を満たすためには将来予測シナリオとそれに関連する信用損失 (及びデフォルトの発生確率) の非線形的 (non-linear) な関係の影響を反映するために複数の将来予測シナリオを考慮することが必要であるとの見解及び例が示された。

³ ITG とは、IFRS 第9号における新たな予想信用損失の要求事項の実施のための支援を提供することを目的に国際会計基準審議会 (IASB) によって2015年に時限的に設立されたグループである。ITG 会議の詳細については、次のウェブサイトを参照いただきたい。

<https://www.ifrs.org/news-and-events/calendar/2015/december/ifrs-transition-resource-group-for-impairment-of-financial-instruments/>

10. 一方、ITG 会議では、将来予測シナリオとそれに関連する信用損失の間に線形の関係 (linear relationship) があり将来予測シナリオの範囲を代表する場合には、単一の将来予測シナリオであっても偏りのない予想信用損失の見積りという目的を満たす可能性があるとの見解も示された (ITG 会議 AP1 第 48 項)。
11. また、2016 年 7 月に公開された IASB のウェブキャスト⁴では、複数のシナリオを考慮すべきであるが必ずしもそれらを使用する必要はない場合もあるとの見解や適切な特定のアプローチがあるのではなく目的を満たすことが重要であるとの見解が示された。

IV. ASBJ 事務局による分析

ステップ 2 の振返り及び補足文書で示すことが考えられる内容

12. 複数シナリオの結果の確率加重に関して、第 480 回企業会計基準委員会 (2022 年 5 月 31 日開催) 及び第 181 回金融商品専門委員会 (2022 年 5 月 25 日開催) では、次の複数シナリオが考慮される局面についての分析をお示しした。
 - (1) 少なくとも信用損失が発生するシナリオと信用損失が発生しないシナリオという 2 つのシナリオを考慮する。
 - (2) 信用損失が発生するシナリオにおいて、すべての利用可能な証拠 (将来予測的な情報を含む。) を考慮した結果、具体的な複数のシナリオが示される場合がある。
13. 前項(1)に関して、貸付金のポートフォリオを会計単位と捉えるか、1 つの貸付金を会計単位と捉えるかにより予想損失の引当のプロセスは整理が異なり得るが、リスク特性が共通する貸付金に係る過去の実績率を勘案する方法を採用することにより、少なくとも信用損失が発生するシナリオと信用損失が発生しないシナリオという 2 つのシナリオを考慮することができると考えられる。この手法は共通であり、また我が国の実務においてもこれまでも採用されてきたものであり実務上の困難さは生じないと考えられることを踏まえ、本論点に関連する IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることを提案し、特段の異論は聞かれなかった。
14. 一方、本資料第 12 項(2)に関して、すべての利用可能な証拠 (将来予測的な情報を

⁴ <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2016/07/25-webcast-on-ifrs-9/>

含む。)によって複数のシナリオが示され、かつ、将来予測的な情報によりデフォルトの発生確率と将来予測シナリオの非線形的(non-linear)な関係が予想される場合に定量的な確率加重を考慮することについては、実務上の困難さを生じさせることが懸念された。このため、実務適用に資する情報を「企業会計基準等の補足文書⁵⁾」(以下「補足文書」という。)で示すことを提案し、特段の異論は聞かれなかった。

15. ここで、補足文書で示す内容に関して、本資料第9項のITG会議で議論された将来予測シナリオとそれに関連する信用損失(及びデフォルトの発生確率)の非線形的(non-linear)な関係である場合の例として以下を紹介するとともに、本資料第10項の将来予測シナリオとそれに関連する信用損失の間に線形的関係(linear relationship)がある場合には単一の将来予測シナリオであっても偏りのない予想信用損失の見積りという目的を満たす可能性があることを示すことが考えられる。

ITG会議で議論された例			
シナリオ	将来の失業率	発生確率	予想信用損失
(a)	4%	20%	CU30
(b)	5%	50%	CU70
(c)	6%	30%	CU170

このケースにおいて、最も可能性が高い結果である5%の失業率、すなわちシナリオ(b)に基づく単一の中心の経済シナリオによると予想信用損失はCU70となる。しかし、確率加重平均した場合にはCU92(CU30×20%+CU70×50%+CU170×30%)となる。このように生じ得る損失の分布が非線形の場合で、単一の将来予測的な経済シナリオを用いたときには、基準に沿った偏りのない確率加重した金額が算定されるわけではない。

16. さらに、ITG会議では前項の例で示す「各シナリオについて決定された予想信用損失を各シナリオの発生確率で加重平均」する方法のほか、「可能性が最も高いシナリオによる予想信用損失に、オーバーレイ調整により可能性が高くないシナリオの影響を反映させる」方法が紹介されていることや、本資料第11項のIASBのウェブキャストで示された見解を補足文書に含めることが考えられる。

⁵⁾ これまでの審議では「規範性のない教育文書」としていたが、2023年11月15日に「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」が改正されたことを踏まえて変更している。

ステップ4の取扱いに関する検討の方向性

17. 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重に関して、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者から聞かれた主な意見は次のとおりである。
 - (1) 複数シナリオの考慮が求められる場合、会計監査に耐えうるシナリオの作成や各シナリオの発生確率の算定などに関する整理、関連するシステムやガバナンス体制の整備等の対応が必要となるため、実務負担が相当に大きいと考える。
18. 前項の意見は、複数シナリオの考慮に関する実務負担を強く懸念する意見である。当該意見に関して、複数シナリオの考慮については本資料第15項のとおり補足文書において単一の将来予測シナリオであっても偏りのない予想信用損失の見積りという目的を満たす場合があることを示すことで一定程度「実務負担に配慮」することができると考えられる。しかしながら、強い懸念が示されていることを踏まえると、補足文書の公表だけでは十分な対応とはならない可能性があると考えられる。このため、ステップ4では、「実務負担に配慮」する観点から、追加的な対応を行うことが考えられる。
19. まず、本資料第12項(1)の「少なくとも信用損失が発生するシナリオと信用損失が発生しないシナリオという2つのシナリオを考慮する」ことについては、本資料第13項に記載したとおり、リスク特性が共通する貸付金に係る過去の実績率を勘案する方法を採用することにより、いずれのシナリオも考慮されることになると考えられる。このため、ステップ4において追加的な対応を行う必要はないと考えられる。
20. 次に、本資料第12項(2)の「信用損失が発生するシナリオにおいて、すべての利用可能な証拠（将来予測的な情報を含む。）を考慮した結果、具体的な複数のシナリオが示される場合がある」という点については、ITG会議で議論された内容を踏まえると、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ（ベース・シナリオ）と他の将来予測シナリオ⁶の発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係（linear relationship）があると予想される場合には、単一の将来予測シナリオであっても偏りのない予想信用損失の見積りという目的

⁶ 複数シナリオの考慮に関して、実務においては最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ（ベース・シナリオ）のほか、当該シナリオから景気がより悪化する場合やストレスをかけた場合の将来予測シナリオ（ダウンサイド・シナリオ）と景気がより上向く場合の将来予測シナリオ（アップサイド・シナリオ）を考慮することが一般的であると考えられる（第473回企業会計基準委員会（2022年2月8日開催）審議事項(2)-3参照）。

を達成することができると考えられる。具体的には、次のような場合である。

シナリオ	将来の失業率	発生確率	予想信用損失
(A)	4%	15%	CU30
(B) ベース・シナリオ	5%	70%	CU70
(C)	6%	15%	CU110

このケースにおいて、各シナリオを確率加重平均した場合の予想信用損失は CU70 ($CU30 \times 15\% + CU70 \times 70\% + CU110 \times 15\%$) であり、最も可能性が高い結果である 5%の失業率、すなわちシナリオ(B)に基づく単一の中心の経済シナリオにおける予想信用損失 CU70 と一致する。この場合、単一の将来予測シナリオであっても偏りのない予想信用損失の見積りという目的を達成することとなる。

21. また、本資料第 11 項に示す IASB のウェブキャストの内容を踏まえると、必ずしも複数の将来予測シナリオを使用する必要はなく、会計基準が要求する目的を満たすことが重要だと考えられる。
22. このため、「実務負担に配慮」する観点から、ステップ 4 では、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ（ベース・シナリオ）と他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係（linear relationship）があると予想されるとみなし、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ（予想信用損失が発生することを前提とする）のみを考慮することができるとする定めを設けることが考えられる。

（「適切な引当水準を確保」する観点からの分析）

23. 前項の最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係（linear relationship）があると予想されるとみなし、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ（予想信用損失が発生することを前提とする）のみを考慮することができるとする定めを設けるアプローチに関して、以降ではステップ 4 の「適切な引当水準を確保」する観点からの分析を行う。
24. 複数シナリオを考慮する場合と最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ（予想信用損失が発生することを前提とする）のみを考慮する場合を比較すると、将来予測シナリオとそれに関連する信用損失（及びデフォルトの発生確率）がどれだけ

非線形的 (non-linear) な関係となっているかで引当水準に与える影響が変わってくる。すなわち、非線形的 (non-linear) な関係が強い場合には、信用損失が発生する将来予測シナリオのうち可能性が最も高い将来予測シナリオのみを考慮した予想信用損失は、IFRS 第 9 号の原則に従って算定された引当水準と乖離することになると考えられる。

25. 一方、IFRS 第 9 号では複数シナリオの考慮が求められているものの、考慮する将来予測シナリオの範囲や各シナリオの発生確率については企業に判断が委ねられている。このため、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ（予想信用損失が発生することを前提とする）のみを考慮することを認めたとしても、企業が決定した将来予測シナリオの範囲や各シナリオの発生確率によっては IFRS 第 9 号の原則的な方法に基づく引当水準と大きく異ならない可能性があると考えられる。
26. さらに、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮した場合における予想信用損失が明らかに実態と異なると企業が判断する場合には、ITG 会議で示された「可能性が最も高いシナリオによる予想信用損失に、オーバーレイ調整により可能性が高くないシナリオの影響を反映させる」方法（本資料第 16 項参照）を参考に、オーバーレイ調整することが考えられる。この場合、調整内容によってはより適切な引当水準になると考えられる。ただし、ステップ 4 では、「実務負担に配慮」する観点から、このようなオーバーレイ調整は通常は必要なく、明らかに調整が必要と企業が判断する場合に行われる旨を結論の背景において明確にしておく必要があると考えられる。
27. 本資料第 25 項及び前項を踏まえると、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係 (linear relationship) があると予想されるとみなし、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ（予想信用損失が発生することを前提とする）のみを考慮したとしても、IFRS 第 9 号の原則に従って算定された引当水準と大きく乖離しない可能性があると考えられる。

V. ASBJ 事務局の提案

28. 以上の ASBJ 事務局の分析を踏まえ、ステップ 4 では、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係 (linear relationship) がある

と予想されるとみなし、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ（予想信用損失が発生することを前提とする）のみを考慮することを認めることが考えられるかどうか。

29. この場合、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮した場合における予想信用損失が明らかに実態と異なると企業が判断する場合には、オーバーレイ調整が行われる可能性があることを結論の背景において明確にしておくことが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第 12 項から第 29 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上